

水道料金の設定・見直しに関する規定

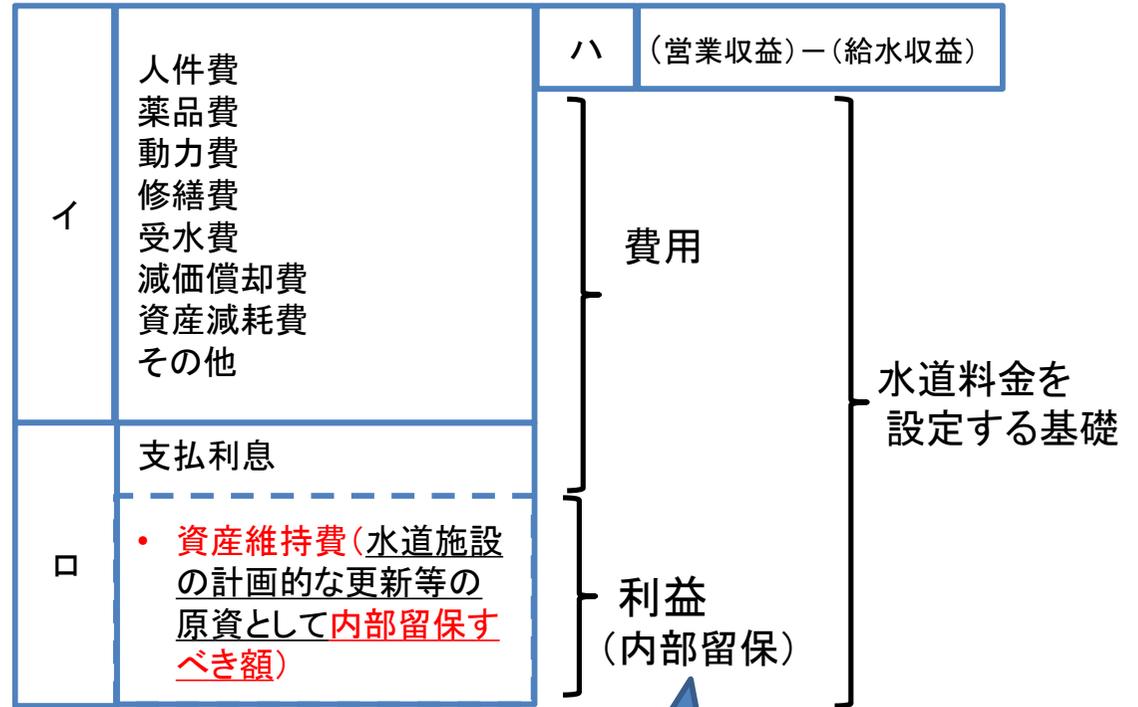
平成30年水道法改正により、水道料金の設定・見直しに関する規定も改正された。

水道法施行規則第12条(供給規程)

一 **料金が**、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ**明確な根拠に基づき設定されたもの**であること。

二 第十七条の四第一項の試算を行つた場合 (**水道施設の更新を含む長期的な収支の試算**) にあつては、前号イからハまでに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね3年後から5年後までの期間について算定されたものであること。

三 **料金が**、**3～5年ごとの適切な時期に見直しを行うこと**とされていること。



資産維持費:

日本水道協会の「水道料金算定要領」には、**対象資産**(※)に対して**3%**を標準として計上するとされている。

(※対象資産: 将来的に維持すべきと判断される償却資産)

損益計算書の「当年度純利益」に計上